

(目的)

第1条 この要綱は、鯖江・丹生消防組合消防団に積極的に協力している事業所またはその団体に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所またはその他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 消防長が消防団活動に協力している事業所等として認め、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等(以下「協力事業所」という。)をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証 第2条第2項の事業所等に対して、消防団活動に協力する証として交付した表示証(以下「表示証」という。)をいう。
- (4) 消防団長等 消防団長のほか、自治会長等の消防団活動を支援する者をいう。

(表示証の交付申請および推薦)

第3条 協力事業所としての認定および表示証の交付を受けようとする事業所等は、鯖江・丹生消防組合消防本部に鯖江・丹生消防組合消防団事業所表示申請書(様式第1号)により申請を行うものとする。

2 消防団長等は、表示証を交付する事業所等について鯖江・丹生消防組合消防団事業所表示申請書〔推薦書〕(様式第1—2号)により、消防長に推薦することができる。

(認定基準)

第4条 消防長は、前条に規定する申請について、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。

- (1) 従業員が消防団員として、相当数入団している事業所等
- (2) 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- (3) 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所等
- (4) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、消防長が特に優良と認める事業所等

(審査)

第5条 消防長は次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の基準に適合するかどうかについて審査を行うものとする。

- (1) 申請または推薦があつた場合
- (2) 消防長が消防団活動に協力している事業所等であると特に認めた場合

(表示証の交付)

第6条 消防長は、審査の結果、協力事業所の認定を行つたときは、当該事業所等(消防関係法令に違反している事業所は除く。)に表示証(様式第2号)を交付するものとする。

2 協力事業所として認定した事業所等が他の市町にある場合は、協議の上、他の市(町)長と連名で、表示証を交付することができるものとする。

(表示証の表示)

第7条 協力事業所は、表示証を交付した消防本部または市町名、交付された年月など付して、表示証を表示することができる。

2 協力事業所として認めた事業所等が他の市町にある場合は、同条第1項の表示の他に、当該事業所が所在する消防本部または市町名等の名称も併せて付することができる。

3 表示証は、次に掲げる場所等に表示するものとする。

- (1) 表示証を交付された事業所等の見えやすい場所
- (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)により行う映像その他の広告

4 表示できる表示証の様式については、前条に掲げる様式第2号のほか、様式第2号の寸法を同率に拡大または縮小したものとする。

(表示証交付整理簿の備え付け)

第8条 表示証の交付に際して、消防長は、鯖江・丹生消防組合消防団協力事業所表示交付整理簿(様式第3号)を備え付け、表示証の交付に関する事業所の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(表示有効期間)

第9条 表示の有効期間は、原則として、認定の日から2年又は第10条の規定による認定取消しの日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証(以下「総務省消防庁表示証」という。)の交付を受けた場合は、表示の有効期間は、総務省消防庁消防団協力事業所の総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年間とする。

- 2 表示証の表示の効力が失効した事業所等については、[第7条](#)に規定する表示を行うことができない。
- 3 消防長は、認定の日から2年を経過する前に協力事項の現状および表示の継続の意思を確認した上で、認定を更新できるものとする。

(認定の取消し)

第10条 消防長は、協力事業所が事業を廃止または休止したとき、[第4条](#)に規定する基準を満たさないこととなつたとき、偽りその他不正な手段により表示証の認定を受けたとき、またはその他協力事業所としての表示が適当でないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、消防長は、相手方に対し、当該認定を取り消しの理由を文書で通知するものとする。

- 2 [前項](#)の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を消防長へ返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第11条 消防長は、協力事業所の名称、鯖江・丹生消防組合消防団への協力内容、その他の事項について、広報誌等により公表するものとする。

(協力事業所の表彰)

第12条 消防長は、協力事業所を[鯖江・丹生消防組合表彰規程\(平成12年消防本部訓令第5号\)](#)に基づき表彰することができる。

(所掌)

第13条 この要綱に関する事務は、鯖江・丹生消防組合消防本部において所掌する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

附 則(令和3年消防本部訓令第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

[様式第1号](#)

(令3消本訓令4・一部改正)

様式第1号

鯖江・丹生消防組合消防団事業所表示申請書

年 月 日

鯖江・丹生消防組合消防本部
消防長 様

協力事業所所在地 _____

協力事業所名称 _____

代 表 者 _____

担 当 者 _____

電 話 _____

鯖江・丹生消防組合消防団協力事業所表示制度実施要綱第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請区分(該当する区分にレ点を記入して下さい。)

☐新 規(はじめて消防団協力事業所の表示を受ける場合)

☐追 加(既に消防団協力事業所の表示を受けており、その有効期間内に追加して他
市町等の表示を受ける場合)

☐再申請(消防団協力事業所の表示有効期間の満了に伴い、再度表示を希望する場合)

2 協力内容(該当する項目に○印を付けてください。)

項目 番号	○印	取 組 内 容
1		従業員等が消防団員として、相当数入団している。
2		従業員の消防団活動への配慮に積極的に取り組んでいる。
3		災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている。
4		その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している。

3 従業員の消防団所属状況

従 業 員 数	所 属 消 防 団 名	市 町 名

4 添付書類

- (1) 会社案内・パンフレット等
- (2) 上記項目の協力内容が具体的に分かる書類
- (3) 再申請の場合は、前回表示証写
- (4) その他審査に必要な書類

消 防 本 部 記 入 欄	☐ 申請	【特記事項】 表示年月日 年 月 日
	☐ 推薦	

様式第1ー2号

鯖江・丹生消防組合消防団事業所表示申請書【推薦書】

年 月 日

鯖江・丹生消防組合消防本部
消防長 様

〔消防団長等〕住 所 _____

役職名 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

鯖江・丹生消防組合消防団協力事業所表示制度実施要綱第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請区分(該当する区分にレ点を記入して下さい。)

☐新 規(はじめて消防団協力事業所の表示を受ける場合)

☐追 加(既に消防団協力事業所の表示を受けており、その有効期間内に追加して他
市町の表示を受ける場合)

☐再申請(消防団協力事業所の表示有効期間の満了に伴い、再度表示を希望する場合)

2 推薦する事業所等

所在地 _____

名 称 _____

代表者 _____

電話番号 _____

3 協力内容(該当する項目に○印を付けてください。)

項目 番号	○印	取 組 内 容
1		従業員等が消防団員として、相当数入団している。
2		従業員の消防団活動への配慮に積極的に取り組んでいる。
3		災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている。
4		その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している。

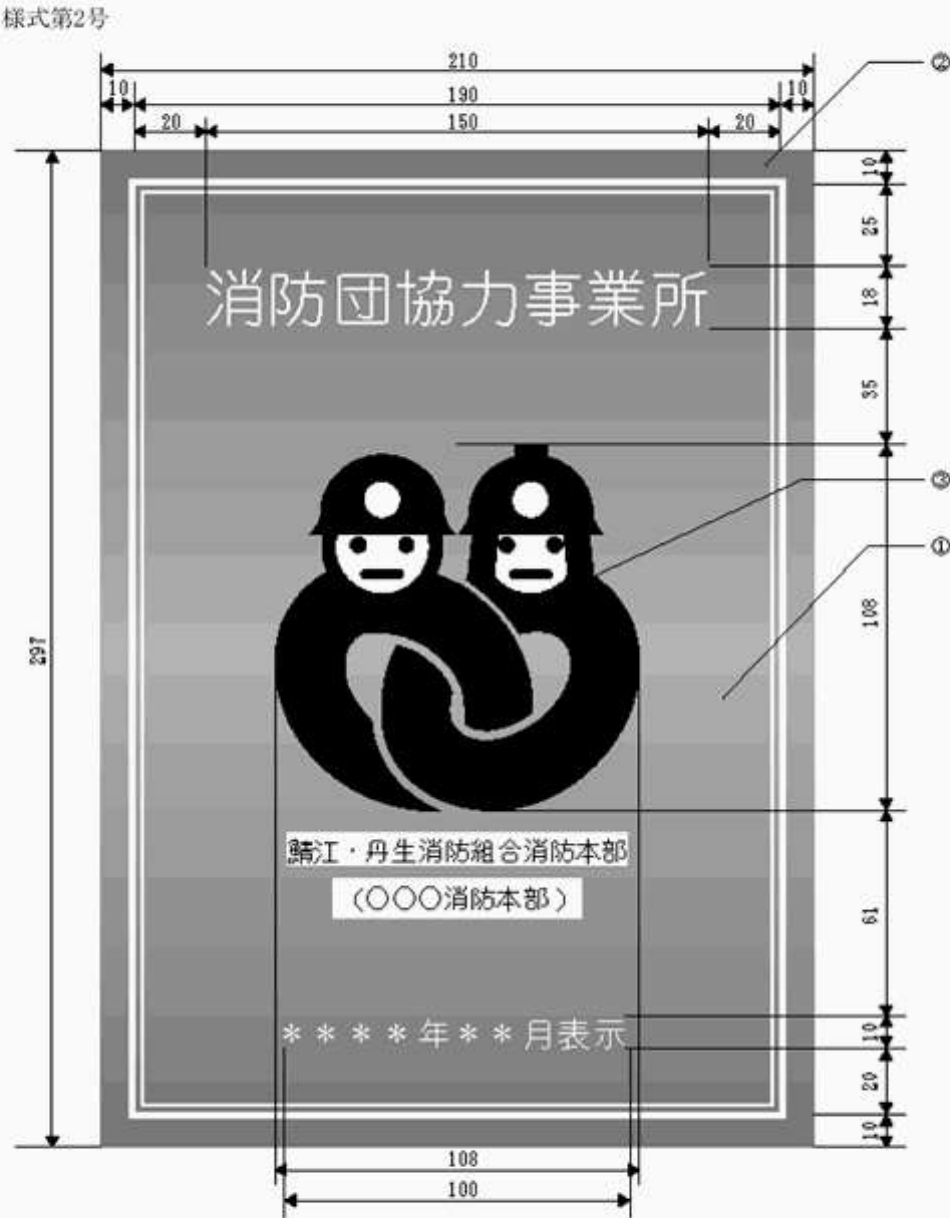
4 従業員の消防団所属状況

従 業 員 数	所属消防団名	市 町 名

5 添付書類

- (1) 会社案内・パンフレット等
- (2) 上記項目の協力内容が具体的に分かる書類
- (3) 再申請の場合は、前回表示証写
- (4) その他審査に必要な書類

消 防 本 部 記入欄	☐ 申請	【特記事項】 表示年月日 年 月 日
	☐ 推薦	



【備考】

- 1 数字の単位は、ミリメートルとする。 3 材質はプラスチック等、厚みは6mm以上とする。
- 2 色は、次の表のとおりとする。

		色 (CMYK値による色指定)
①	地色 (中央部)	青 (C : 50%、M : 5%、Y : 0%、K : 0%)
②	地色 (上下部)	青 (C : 85%、M : 40%、Y : 25%、K : 12%)
③	表示マーク (面)	赤 (C : 0%、M : 95%、Y : 90%、K : 0%)
④	文字、枠線	銀

様式第3号

様式第3号

鯖江・丹生消防組合消防団協力事業所表示証交付整理簿

交付 番号	事 業 所 名	郵便番号	初回表示年月日	協 力 事 項 (要綱第4条関係) ※該当項目に ^レ	主担当	表示連名 市 町 消防本部	備 考 ※ ☐ 該当に ^レ
		所 在 地	現表示有効期間				
		担当・連絡先	更 新 回 数				
				☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4			☐ 申 請 ☐ 換 発
				☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4			☐ 申 請 ☐ 換 発
				☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4			☐ 申 請 ☐ 換 発
				☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4			☐ 申 請 ☐ 換 発
				☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4			☐ 申 請 ☐ 換 発